

**商品概要説明書**  
**(積立式定期貯金<エンドレス型>)**

(令和元年10月1日現在)

商品名	◇ 積立式定期貯金<エンドレス型>
ご利用いただける方	◇ 個人および法人(団体を含む。)
期間	◇ 積立期限には定めがありません。
預入方法 (1) 預入方法	◇ 自動振替により、1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。
(2) 預入金額	◇ 預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。
(3) 預入単位	◇ 1回あたり1,000円以上 ◇ 1円単位
払戻方法	◇ 一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利息 (1) 適用金利	(個人) ◇ 各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 (法人) ◇ スーパー定期貯金<単利型>の約定利率を適用します。
(2) 支払頻度	◇ 払戻時に一括して支払います。
(3) 計算方法	(個人) ◇ 期日指定定期貯金の計算方法を適用します。 (法人) ◇ スーパー定期貯金<単利型>の計算方法を適用します。
(4) 税金	◇ 個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
(5) 金利情報の入手方法	◇ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	◇ 普通貯金等からの自動振替による積立ができます。 ◇ 個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	◇ 満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	◇ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p><b>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</b></p>	<p>◇ 苦情処理措置      本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、ＪＡ本支店（所）までお申し出ください。ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３-６８３７-１３５９）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>◇ 紛争解決措置      外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会（電話：０８２-２２５-１６００）を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。</p>
<p><b>その他参考となる事項</b></p>	<p>—</p>